

# 申込書

会員医療機関様へ  
健康保険組合連合会愛知連合会  
令和元年度インフルエンザワクチン接種補助事業

## 補助事業は「単年度契約」です 参加される場合はFAXでの お申し込みが必要です

インフルエンザワクチン接種補助事業に参加ご希望の医療機関様は、下記に医療機関名・申込日をご記入のうえ、健康情報処理センターあいちまで、FAX送信（052-241-1352）をお願いいたします。

私（医療機関名記入）\_\_\_\_\_は、裏面インフルエンザワクチン接種補助事業規約に同意のうえ、健康情報処理センターあいちに申し込みをします。

申込日 令和元年 月 日

※令和元年9月13日迄にお申し込みの医療機関様は、9月27日迄に、健康情報処理センターあいちのホームページ内に、補助事業参加医療機関として公開いたします。また、ホームページは随時更新いたします。

※医療機関情報等が、昨年度と変更がある箇所のみご記入ください。

※接種金額が決まっていない場合は、金額は未記入で申し込みFAXいただき、決まり次第金額記入のうえで、再FAXをお願いします。

医療機関番号 (7桁)							
医療機関名							
担当者名			※ お問い合わせの際は担当者様へご連絡いたします				
電話番号	( )		FAX番号	( )			
住所	〒						
当該年度接種金額	子供		円(税込)				
	大人( 歳以上)		円(税込)				
<p style="text-align: center;"><b>接種金額は、医療機関における1回目の接種金額のみご記入ください。</b></p>							

※インフルエンザワクチン接種補助事業にご参加の医療機関様は、健保連愛知連合会及び健康情報処理センターあいちのホームページで公開します。

ホームページでの公開を希望されない場合は、右の枠内にチェックをしてください。

(TEL052-241-1351)

非公開

※接種補助金は、接種補助券到着月の翌々月の10日頃お支払いいたします。  
(支払金額につきましては、お支払の前日までに支払通知書で報告いたします)

# 【令和元年度インフルエンザワクチン接種補助事業規約】

令和元年度インフルエンザワクチン接種補助事業は、愛知県医師会より特定非営利活動法人健康情報処理センターあいちへの委託事業である。

## 第1条(受託)

甲(各医療機関)は、インフルエンザワクチン接種補助事業の契約と実施については、定められた入会金を添えて乙(健康情報処理センターあいち)の加入者となり、健康保険組合連合会愛知連合会に加入する健康保険組合が発行する当該年度用のインフルエンザワクチン接種補助券、及び健康保険証で接種者本人であることを確認したうえで、インフルエンザワクチン接種料を徴収してインフルエンザワクチン接種を実施する。

## 第2条(加入)

当該事業に関しては、甲は乙の加入者であることとする。既に、甲が乙の加入者で有る場合は、申込書に必要事項を記入のうえインフルエンザワクチン接種補助事業の契約を締結する。

2 甲が、乙の加入者で無い場合は別途定める入会金を支払い、申込書に必要事項を記入のうえ当該事業の契約を締結する。

## 第3条(インフルエンザワクチン接種補助額について)

甲は、インフルエンザワクチン接種補助券に記載してある補助額から、受診者よりインフルエンザワクチン接種費用として、甲で予め決めたインフルエンザワクチン接種金額と、受診券に記載された補助額との差額を徴収する。

2 当該契約におけるインフルエンザワクチン接種補助額は、各健康保険組合が定めた補助券に記載された補助金額を上限とする。ただし、甲でのインフルエンザワクチン接種金額が補助券に記載された補助金額を下回る場合は、甲のインフルエンザワクチン接種金額を各健康保険組合の補助金として甲に支払う。

## 第4条(インフルエンザワクチン接種補助上限額の請求及び支払について)

甲は、インフルエンザワクチン接種費用(補助金)請求については、送付状に記載してある締切日までに、補助券を専用封筒(送料は乙負担)により月単位で乙に請求する。請求回数は4回とし、1月接種の分の翌月の2月17日必着分を最終請求日とする。最終請求日を過ぎての提出分の請求に関しては受け付けない。

2 乙は、甲より請求のあった補助金を接種月の翌月末までに各健康保険組合ごとに請求し、乙は各健康保険組合から支払われたインフルエンザワクチン接種補助金を遅延無く、甲に支払う。

3 乙は、各健康保険組合より支払われた補助金を、接種月の翌々月の10日頃に甲へ支払うものとする。(振込手数料は乙負担)

4 当該年度における甲の事務手数料として、インフルエンザワクチン接種1件につき各健康保険組合は10円(税込)を支払う。

## 第5条(実施期間)

インフルエンザワクチン接種実施期間は令和元年10月1日から令和2年1月31日までとする。

## 第6条(権利の譲渡禁止)

甲及び乙は、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。

## 第7条(個人情報の保護)

甲及び乙は、業務上知り得た情報の取扱いについては、個人情報保護法を遵守し正当な理由なく本業務の目的以外に利用してはならない。なお、本契約期間終了後においても同様に保護する。

## 第8条(医療責任)

甲は、前条の違反により生じた損害、及びインフルエンザワクチン接種における甲の責に帰すべき事由により発生した諸事故並びに医療事故について、甲の責任で解決するとともにその損害についての全賠償の責任を負う。

## 第9条(協議)

本契約に定めのない事項については甲、乙間で誠意をもって協議して決定する。

以上

令和元年9月1日